

## 社会的インクルージョンについての一考察

曾 和 信 一 \*

A Consideration on the Social Inclusion

Shin-ichi Sowa

本稿では、今日のグローバリゼーションの中での格差社会における格差問題と貧困問題を考察した。その問題は社会の活力そのものの弱体化と関わる問題であるだけに格差の是正は喫緊の課題である。その課題を検討する際の重要なキーワードとしての社会的排除という問題について、国の内外の抱える問題から言及した。それに次いで、社会的排除の問題の解決に取り組むために打ち出されてきた理念ともいえる社会的インクルージョンという考え方について検討した。そして、本稿の主題ともいえる障がい者問題と関わって、ノーマライゼーションから社会的インクルージョンへの発展と変化を通して、ノーマライゼーションの理念それ自体の今日的課題とは何かについて考察したところである。

**Key words:** 格差社会、社会的排除、社会的インクルージョン、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン

はじめに — 「丸山眞男」をひっぱたきたい

31歳フリーター。希望は、戦争。

識者たちは若者の右傾化を、「大いなるものと結びつけたい欲求」であり、現実逃避の表れであると結論づける。しかし、私たちが欲しているのは、そのような非現実的なものではない。私のような経済弱者は、窮状から脱し、社会的な地位を得て、家族を養い、一人前の人間としての尊厳を得られる可能性のある社会を求めているのだ。それはとても現実的な、そして人間としての当然の欲求だろう。

そのために、戦争という手段を用いなければならないのは、非常に残念なことではあるが、そうした手段を望まなければならないほどに、社会の格差は大きく、かつ揺るぎないものになっているのだ。

戦争は悲惨だ。

しかし、その悲惨さは「持つ者が何かを失う」から悲惨なのであって、「何も持っていない」私からすれば、戦争は悲惨でも何でもなく、むしろチャンスとなる。<sup>(1)</sup>

東京大学の教壇に立つエリートである丸山眞男は、軍隊では陸軍二等兵として平壤に送られた。

そこで中学にも進んでいない一等兵に執拗にいじめられたが、それは戦争が起こらない限りありえないことであった。そのことから、31歳のフリーターである赤木智弘は、戦争が起こることによって、「丸山眞男」に象徴されるエリートの横断面をひっぱたける立場に立てるかもしれないと考えた。そこに彼は「希望の光」を見出そうとした。

その結語において、しかしながら、赤木は「私を戦争に向かわさないでほしい」、「それでも社会が平和の名の下に、私に対して弱者であることを強制しつづけ、私のささやかな幸せへの願望を嘲笑いつづけるのだとしたら、そのとき私は、『国民全員が苦しみつづける平等』を望み、それを選択することに躊躇しないだろう。」と訴えている。

赤木の文章全体を貫く論調は、その社会的立場としては左派的でありながらも、右傾化するフリーター層のおかれている立場に心情的に理解を表して、「希望は、戦争。」と表明した。言い換えれば、フリーター層とよばれる自分たちはいくら働き続けても、昇給は見込めず、その社会的安定は望むべくもない。そのように固定化した社会階層を流動化し液状化したいと思いつつ、既得権に固執す

\* 四條畷学園短期大学 保育学科

る正規労働者としての左派からも自分たちフリーターは見離されている。だからこそ、階層を流動化し、格差社会を揺るがすチャンスとして、戦争もまた希望になるのではないかと主張した。その論理によって、社会的にインパクトをもたらした、格差社会の問題を考える契機を識者に与えたといえる。

## 1、格差社会における格差問題と貧困問題を考える

昨今、グローバルに見て、先進諸国に見られる「豊かさの中の貧困」と発展途上国での「貧困の中の豊かさ」とが対峙する状況にある。その下で、格差社会の問題が先進諸国を中心に、喫緊に解決する必要がある社会問題として問われてきたといわれる。そこでいう格差社会とは、社会学的には、それぞれの国の社会階層間の格差が拡大するとともに、その階層間の移動が困難な状態にある社会を指したものである。

わが国では、1990年代から2000年代に亘って、その格差社会という格差のあり方が社会問題としてマスコミ等で取りあげられてきた。その格差問題について、社会的に頑張った人が報われた結果として生じるものであり、格差のある社会それ自体を否定すべきではないという新自由主義の立場からの格差肯定論がある。その論者に見られるように、将来に希望もてる人がいる一方において、その努力が報われず、将来への希望を失い絶望する人に分裂している社会を「希望格差社会」と名づけ、その格差を批判する論調がある。<sup>(2)</sup> 前述したように、その希望が失われ、絶望せざるをえないフリーターのひとりである赤木智弘は、格差社会の当事者のひとりとして、アンビバレンツ（希望と絶望というように、まったく正反対の思いを同時に持つ両向性感情）な思いをもって、「希望は、戦争。」と、格差社会における格差問題をパラドキシカルに批判した。

思うに、1990年初頭でのバブル経済の崩壊後、多くの企業がそれまでの過剰な雇用がもたらした人件費を圧縮するために、新規採用の抑制に踏み切った。1993(平成5)年から2005(平成17)年まで、就職氷河期とよばれる主に新卒者の社会的就職難の時期が続いた。その間の転職者を含む新卒者はロス・ジェネ（Lost Generation）とよばれた。とり

わけフリーターや派遣労働に見られる社会保険（医療、年金、労災、雇用、介護に係る保険）の適用を受けないプレカリアート（precariat）（不安定な雇用状況における非正規雇用）の状況を強いられた人々が少なからず現れた。その後2007（平成19）年問題といわれる団塊世代の定年退職に伴う求人増によって、新卒者の雇用環境は好転するかのような観を呈した。しかしながら、2007年からのアメリカ合州国発のサブプライムローン問題を引き金（trigger）として、世界的規模での融資、信用供与のシステムの収縮（shrink）によって、グローバル経済の悪化をもたらした、就職氷河期が再来しているといった現況にある。

他方において、格差社会における貧困問題は、わが国の社会において厳然として横たわっている社会問題である。そもそも貧困問題とは、社会的経済的な理由によって、健康で文化的な最低限の生活を営む権利が脅かされるという社会問題である。格差社会における貧困の問題をその当事者個人に即して見ると、90年代後半からサービス業や製造業といった企業に従事する正社員を本格的に削減し、非正規雇用形態に切り替えていくことによって、安定した職に就きたくても就くことの困難なフリーターが増大したという問題が挙げられる。また、正社員並みに、あるいは正社員として真面目にフルタイム働いても生活保護の水準にも満たない収入しかえられず、経済的貧困に喘ぐワーキングプア（働く貧困層）の存在も2000年代後半に社会問題として問題視されるに至った。

そのことと併せて、ニートの問題がある。ニート（NEET）とは、‘Not Employment, Education or Training’の頭文字をとったもので、「教育を受けておらず、労働や職業訓練もしていない」若者を指している。わが国におけるニートの用法としては、その定義とは異なり、15歳から34歳までの若年の無業者を意味したものである。ニート問題とは個別のニートだけの問題に止まるものではない。そうではなくて、就職氷河期の中でのフリーターや失業者はもとよりワーキングプアなどの貧困層が増大してやまない社会の中で、経済的貧困に喘ぎ苦しむそれらの社会階層の人々が、自分たちよりも社会的底辺に置かれているニートなどに対して表出するモラルパニックという問題がある。そこでいうモラルパニックとは、自分たちよりも社会

的に「弱者」の立場におかれている人々に憎悪の眼差しを向けたり、不満のはけ口にしたりとといった形で発せられ、表出される激しい感情を意味したものである。そのような社会現象を招来するということは、格差社会のもたらす闇の深さの一端を如実に示したものだといえる。

格差社会での貧困の問題を社会的経済的に見ると、わが国において、政府は1990年代初頭のバブル経済の崩壊以降、経済を立て直しのために大規模な財政支出を行った。その結果、90年代後半には国家財政の赤字が急増してやまなくなった。その財政赤字を削減すべく、行政、財政、経済、金融、教育及び社会保障の6領域に亘る構造改革に着手した。その構造改革の中でも社会保障構造改革を推進することで、その経済的負担を国民に転嫁し、その貧困層における貧困に一層拍車をかけてきたという問題がある。また、富の再分配及び所得再分配の機能の不全がもたらしてきた貧困問題もある。本来それらの再分配の政策は、富裕層と貧困層の間の所得移転などによって、貧富の差を和らげ、社会階層間の流動性を担保する経済政策である。その政策が十全に機能しなければ、社会の硬直化を招かざるをえず、格差社会における貧困問題は解き難い状態を意味するアポリアな問題として、より深刻な社会問題となっていくのである。

かつて、近代国家が社会福祉 (social welfare) としての救貧法 (Poor Law) を成立させるまで、貧困とは個人の怠惰にその責任を帰するものであり、怠惰な個人が貧困に陥るのは当たり前のことであるといった思潮が主流であった。しかしながら、現在において、多くの国家で貧困問題とは富の再分配及び所得再分配などの法整備によって対処していく必要のある社会問題であると認識されるに至っている。わが国においては、例えばワーキングプアの問題に見られるように、中間層にまで拡大し深化している貧困問題を不可視化し、その焦点を拡散化させるとともに、貧困に陥った人々の自己責任論をもって貧困問題を更に視えないものにしてきたといえよう。そして、経済的貧困が人間としての“不幸”に結びつかざるをえないような社会の中で、その生きづらいつら状況を生きる必要があるというところこそ、その問題の本質があるといえる。

## 2、社会的排除 (ソーシャル・エクスクルージョン) の問題とは何か

ここでは、格差社会における格差問題と貧困問題を考えていく際の重要なキーワードとして、社会的排除とは何かについて考察していくことにしよう。

ホームレス問題の解決に研究者の立場から提言してきた岩田正美は、社会的排除という概念について、「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から、現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉が『社会的排除』 (social exclusion) である」<sup>(3)</sup> と述べている。

岩田はその社会的排除という言葉について、「フランス生まれ、EU 育ち」として、次のように言及している。

社会的排除という言葉は、このフランスで生まれたといわれている。フランスでは、戦後復興と福祉国家の諸制度 (フランスでは社会保護 [protection sociale] と総称される) が達成されながらも、そこから排除されている人々の存在を「豊かな社会の新しい貧困」として指摘する声が、すでに一九七〇年代からあった。とくに障害をもつ人々など成長から取り残された層の社会への参入 (insertion) 政策を推進する政策担当者たちが、これを世に訴えた。<sup>(4)</sup>

その政策担当者たちがその訴えを公刊することで、1975年に成立した障害者基本法にレーゾン・デートル (raison d'être) を与えたという。

フランスと同様に、障がい者問題はもとより、労働市場から排除された結果生じてきた旧植民地からの移民の貧困問題など、マイノリティの問題に直面した EU において、その考え方が次のようにして共有されるに至った。

今日の社会的排除の起源となったのは、この一九八〇年代の若年者失業問題で再びクローズアップされた、「排除」という言葉であった。同様の問題を抱えたヨーロッパ諸国で、このフランス生まれの言葉が反響を呼ぶとともに、ヨーロッパの新しい経済社会統合をめざすヨーロッパ連合 (EU) で、とくに注目された。経済統合だけでなく、さらに社会統合

をめざす EU にとって、排除との闘いは、まさにぴったりのアイデアであったからである。こうして、フランス生まれの「排除と参入」は、EU の中で、「社会的排除」(social exclusion) と「社会的包摂」(social inclusion) という対語に変化し、しだいに加盟国の社会政策のキーコンセプトとなっていく。<sup>(5)</sup>

1990 年代には、ソビエト連邦の解体後、グローバル化(地球規模での社会的経済的変化を惹起させる現象)及びポスト工業社会化のうねりが高まる中で、リヴァイアサン(万人の万人に対する闘争をもたらす怪物)を想起させる国際金融資本が全世界にその猛威を振っていった。グローバル社会それ自体の変化の過程で、オーバーステイの移民労働者の社会問題に見られるように、先進諸国はこれまでの福祉国家(welfare states)的な制度設計では対応が困難な状況に直面した。その状況を打開すべく、1990 年代の EU において、社会的排除という用語は移民労働者を含む失業者に対する社会政策の用語として使われ広まっていた。彼らの多くが職を失い、労働市場からはじき出されることで、その主たる収入源を断たれた。そのことと併せて、公的福祉サービスの受給も困難になり、社会的に周縁(margin)の位置へと追いやられ、主要な社会的関係からも排除されていった。そのことによって、自立(self-reliance)が難しくなり、自分自身からの排除を引き起こしていかざるをえなくなった。

その文脈において、社会的排除という言葉は、従来の福祉国家のセキュリティ・システムによってカバーしきれないという認識が関係者間において広まる中で用いられたものである。しかしながら、EU の政策担当者はそれに対して新たな意味を付与して使い、目標とする社会的包摂に対峙する社会的排除との闘いに本格的に着手していった。言い換えると、公的福祉の受給資格の要件が満たされず、その福祉制度の適用から排除されざるをえない人々に対して、どのようにセーフティネットを利かせるかということを経験課題として俎上に載せていった。そして、彼らが生きていける条件を労働市場の内外に作っていく必要があるといった社会的要請から、社会的包摂(social inclusion)という社会政策が採られていった。

今日において、社会的排除という考え方は、失

業と密接に関連した(物的な)貧困から社会的排除が生じるとともに、その排除が貧困を生み出すといったように、負の因果関係をもたらすものであると捉えられている。それだけに、それを乗り越えていくために、企業の果たす社会的責任として関わってくる問題や、社会的企業<sup>(6)</sup>(social enterprise)といったソーシャル・インクルージョンの実現のための方法に関わる問題が議論されてきた。そして、それは今や EU において早急に解決の迫られる主要な社会問題のひとつになってきたのである。

### 3、わが国における社会的排除の問題を問い直す

社会的排除の問題の国際的動向との関連において、日本の社会的排除(ソーシャル・エクスクルージョン)の問題について見ていくことにしよう。

わが国における社会的排除の問題について考えていく切り口として、NPO 法人「もやい」の湯浅誠は、貧困状態に至る背景には「五重の排除」があるとして、次のように指摘している。

第一に、教育課程からの排除。この背後にはすでに親世代の貧困がある。

第二に、企業福祉からの排除。雇用のネットからはじき出されること、あるいは雇用のネットの上にいるはずなのに(働いているのに)食べていけなくなっている状態を指す。(中略)

第三に、家庭福祉からの排除。親や子どもに頼れないこと。頼れる親を持たないこと。

第四に、公的福祉からの排除。若い人たちには「まだ働ける」「親に養ってもらえ」、年寄りたちには「子どもに養ってもらえ」、母子家庭には「別れた夫から養育費をもらえ」「子どもを施設に預けて働け」、ホームレスには「住所がないと保護できない」— その人が本当に生きていけるかどうかに関係なく、追い返す技法ばかりが洗練されてしまっている生活保護行政の現状がある。

そして第五に、自分自身からの排除。何のために生き抜くのか、それに何の意味があるのか、何のために働くのか、そこにどんな意義があるのか。そうした「あたりまえ」のことが見えなくなってしまう状態を指す。第一

から第四の排除を受け、しかもそれが自己責任論によって「あなたのせい」と片づけられ、さらには本人自身がそれを内面化して「自分のせい」と捉えてしまう場合、人は自分の尊厳を守れずに、自分を大切に思えない状態にまで追い込まれる。<sup>(7)</sup>

第一の「教育課程からの排除」について、厳しい雇用状況にある親世代の貧困によって、進学に必要な教育費を負担しきれないで、学校教育から排除されるといった問題がある。また、その排除の背景には、大人の敗者復活の困難な競争社会のもとで、「社会的勝ち組」となるための受験競争に子どもを追い込んできたということがある。その競争がもたらす生きづらさから、例えば不登校（不入学または登校拒否）といったように、学校教育に対する心身の拒否反応を示す子どもが、私たちの社会には少なからず存在しているのも事実である。

第二の「企業福祉からの排除」の問題について、「教育課程からの排除」がその問題をもたらす要因のひとつであるといえる。とは言っても、企業福祉からの排除の直接的な契機として、例えば1986（昭和61）年に施行された労働者派遣法といったような法制度が挙げられよう。それまで職業安定法によって、企業が直接雇用するのではなくて、派遣会社から受け入れるといった間接雇用は禁止されていた。それが労働者派遣法の制定によって、その当初には対象となる業種は特殊専門的なものに限られていたとはいっても、直接雇用の原則が崩された。政府は経済界の要請を受けて、1999（平成11）年にはポジティブリスト（原則禁止、業務限定）からネガティブリスト（原則自由）へと派遣業種の拡大を図り、なし崩しに派遣の自由化を行った。そして2004（平成16）年には、その労働規制緩和の本命ともいえる製造業においても、派遣といった間接雇用が認められるように法改正を行ったのである。

ここにおいて、急速に労働（work）の解体が進行し、「働く自由」が制限されることと「働かせる自由」の制限のない拡大とが表裏一体となって推し進められるに至った。そして「派遣切り」といった非人間的な社会現象に見られるように、多くの企業は、派遣労働者の役割を景気変動の調整弁と見なした。そして、派遣元である人材派遣業者を通して、その派遣契約の打ち切りを実質的に行った。その

問題が深刻な社会問題となったように、“人間の安全保障”ともいえるセーフティネットの仕組みが根底から揺さぶられ、脅かされてきたのである。<sup>(8)</sup>

第三の「家庭福祉からの排除」に関して考えていくことにしよう。かつてバブルの時期まで、親世代が終身雇用、年功序列及び企業別労働組合といった日本型雇用のシステムに庇護されていた。そのシステムの下で、その子どもである若者が正規雇用から排除され、不安定な雇用の状況に追いやられても、親に頼っていくことができた。しかし、グローバル経済が進行する中で、その親世代も90年代以降今日に至るまで、労働者派遣法とその法改正に象徴されるかのように、雇用のあり方が大きく変容して、リストラ（企業活動のダウンサイジングに伴う従業員の整理解雇）などが何ら斟酌されることなく行われるに至った。その結果、家族によって不安定な就労状況に置かれている子どもを支えることが困難となってきた。また、若者が家族に支えられて生きていくことができて、社会はもとより家族からも批難されて生きていかなざるをえないところに、家庭福祉からの排除の問題の根深さがある。

第四の「公的福祉からの排除」について、国庫負担の見直しの一環として、雇用保険制度、生活保護制度の「改正」（実態として受給の当事者の視点からいえば、その保険制度の負担増もしくはその保護制度の受給額の減少という意味での「改悪」であるが）はもとより、年金、医療の制度を含む社会保障制度が政府の手によって変えられてきた。しかしながら、雇用、社会保険におけるセーフティネットは言うに及ばず、公的扶助ともいえる福祉制度のセーフティネットが実質的に機能しなければ、労働市場それ自体が機能不全に陥らざるをえないといえよう。それだけに、労働者派遣法の廃止を含む抜本的改正に着手するとともに、最低賃金の引き上げを行い、サービス残業を含む過度の長時間労働を公的に規制することなどが問われてこよう。言い換えると、新自由主義と市場原理至上主義の考え方に基づく分断、対立と競争の原理からなる社会のあり方と訣別していくことが喫緊の課題となってくるのである。

最後に、「自分自身からの排除」ということに関して、「教育課程からの排除」「企業福祉からの排除」「家庭福祉からの排除」「公的福祉からの排除」

の四つの排除を受けて、厳しい雇用状況におかれている当事者が「自分が悪いのだ」という自己責任に帰する意識を内面化し、(自分の)自己否定によって自分自身から排除するのである。それゆえに、自分自身とはどこか別のところに自らのアイデンティティを求めざるをえないという問題がある。

湯浅は“「すべり台社会」に歯止めを”ということで、「五重の排除」の問題と関わって、次のように言及している。

なぜ今、日本社会に貧困が広がっているのか。(中略)三層のセーフティネットが十分に機能せず、そのために多くの人たちがこぼれ落ち、貧困(“溜め”のない状態)にまで至ってしまっている。その様子を「すべり台社会」とも形容し、また現実に墜落していく人たちの立場からは「五重の排除」として表現できる、と記した。

だとすれば「反貧困」を掲げる私たちの活動は、その逆を目指すものとなるだろう。つまりぼろぼろになってしまったセーフティネットを修繕して、すべり台の途中に歯止めを打ち立てること、貧困に陥りそうな人々を排除するのではなく包摂し、“溜め”を増やすこと、である。<sup>(9)</sup>

湯浅が言及するように、わが国の社会において、雇用(労働)のネット、社会保険のネット及び公的扶助のネットが破綻をきたしており、その三層のセーフティネットの綻びを修繕することは緊急を要することである。また、社会それ自体が下降へと滑落してしまう「すべり台社会」化しているのではないかという警鐘も鳴らしている。そして、格差社会の中で貧困に陥りそうな人々への社会的排除ではなく、社会的包摂の社会政策に向けて舵を取っていく必要があるという政策提言を行っている。

#### 4、社会的インクルージョンの問題を考える

ここまで、日本を含む先進諸国が社会的経済的構造として抱える社会問題として、社会的排除の問題について考えてきた。ここではその問題に取り組むために出されてきた社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)という理念について考えていくことにする。

前述した岩田正美は、社会的排除とセットとして使われてきた社会的包摂という考え方について、次のように説明している。

誰でもが思い浮かべるのは、もちろん社会的排除のない社会=非・排除社会であろう。(中略)帰属の喪失にまで至るような究極の排除を阻止して、参加の平等をなるべく多くの人々に保障していくことといえよう。だが、社会的包摂の議論は、単に排除をなくすこと=非・排除だけではない。非・排除に帰結するような社会の統治戦略とかかわっている。つまり、社会をどう統合し、安定させていくか、という戦略である。<sup>(10)</sup>

岩田によれば、社会的包摂(以下、「社会的インクルージョン」と略す)とは、「社会をどう統合し、安定させていくか、という戦略」概念であるという。その背景には、社会的インクルージョンという考え方を創出したフランスをはじめとするEU諸国では、マジョリティ(社会的多数派)がマイノリティ(被差別少数集団)に対する社会的排除を強いてやまないという社会的緊張関係が存在してきたといえる。換言すると、EU諸国では、マジョリティのマイノリティへの寛容(tolerance)を説きながら、その一方では、ゼロ・トレランス(非寛容の政策を採りいれ、違反者にはペナルティを科し、厳密に処分を行うことで毅然とした対応をすること)方式によって社会の緊張と分裂の関係をつくりだしてきたのである。その背景には、マジョリティのマイノリティへの政治的抑圧、経済的搾取及び社会的差別に対して、マジョリティの側から反撃されるかもわからないという恐怖の関係が非寛容の政策を採らせたということがあろう。そのような負の連鎖する社会を「非・排除に帰結するような社会の統治戦略」へとパラダイム・シフト(paradigm shift)をしていくという考え方が社会的インクルージョンである。

その社会的インクルージョンという社会政策を政治の基本理念に据えて、社会からの排除の問題の解決に正面から取り組んだEU諸国の取り組みについて、炭谷茂は次のように論及している。

英国のソーシャルインクルージョン政策は、フランスの影響を強く受けて導入された。元来フランスは家族を大切にし、地域のつながりが強い国であったが、ホームレス、若年失

業者、外国人などを社会から排除する動きが、一九九〇年代に入ってさらに強くなってきた。第二次世界大戦後フランスは、都市の復興のため多くの労働者をアルジェリア等の植民地から受け入れたが、復興が終わり、外国からの労働者が高齢化し、社会の負担となってきた。また、景気の低迷により失業者が増加すると、不満の矛先は低賃金で働く外国人労働者に向けられた。これに危機感を抱いた政府は、地域社会のつながりを高めるといふ政策を強力に進めてきた。一九九八年には社会的排除対策法の制定を行った。

ソーシャルインクルージョンの理念は、イギリス、ドイツ、イタリア等に広がり、EUとしても社会的排除問題を優先的政治テーマとして捉え、一九九七年アムステルダム条約にその旨を規定した。<sup>(11)</sup>

社会的排除という考え方は、フランス生まれのEU 育ちと言われるように、1980年代以降にヨーロッパ経済がグローバル化に席捲され、それに伴う雇用環境の悪化や福祉政策の後退などによって、新たな貧困問題と密接に関連するものとしてヨーロッパ社会において登場してきたものである。その過程で社会的底辺にビルトインされるようになったホームレス、若年失業者、外国人や障がい者など、社会的に排除され孤立した人々の問題が社会問題化していった。貧困者や失業者などの多くが旧植民地からの移民労働者であり、人種問題や宗教問題などとも関わって、新たな社会的摩擦の要因となっていった。その意味において、社会的排除という問題は社会政策として解決を迫られるものであった。そのような文脈において、社会的インクルージョンという方策が打ち出され、今日ではEU諸国での社会福祉の再編に当たって、その基調となるキーワードとなってきている。

そこで、そもそも社会的インクルージョンとは何かということについて考えていくことにしよう。

炭谷は、厚生労働や環境などの行政に携わった立場から、社会的インクルージョンについて次のように言っている。

先進国はほぼ同じような社会経済構造になっていますから、ヨーロッパの排除の問題は日本でも同様であると考えられ、対策も同様のものになるのではないかと思います。

さらに私は日本の場合、社会からの孤立の問題も一緒に考えてはどうかと思っています。孤立というのは、たとえば今問題になっている孤独死や、誰からも援助が受けられず自殺をしてしまう問題、家族の中で孤立して生じるDV（ドメスティック・バイオレンス）の問題などをいいます。児童虐待の問題も、昔であれば親戚の援助がありましたが、今はそれがなくなり、孤立に陥った結果、起きているものです。排除と孤立はコインの裏表であり、同じような原因で生じていますから、同じような対策が取れるのではないかということですので。（中略）

私は、今後ソーシャルインクルージョンという理念を中核にすべきだと訴えています。排除に対抗して、社会の中に入れていき、孤立に対しては仲間に入れるように支援をしていくということです。<sup>(12)</sup>

社会的インクルージョンとは、炭谷が指摘するように、社会的に排除される可能性のある人々はもとより、社会からの孤立に陥りやすい人々を、社会的なつながりの中に入れていき、社会の一員として支援していくことである。より具体的には、貧困者、失業者や障がい者などが社会的に排除され孤立を強いられ、マイノリティの立場に置かれているのは、社会的多数派であるマジョリティが彼らを排除していることと密接な関連があるという認識が広がってきたことがある。そして、社会的インクルージョンとは、彼らを特別なニーズをもった人々であると捉え直して、そのニーズへの必要な支援を行うことである。それとともに、その考え方は、彼らの権利を回復し、健康で文化的な生活を実現しようとする方向で、他の市民と同様に社会に参画できるようになることをめざす理念である。

## 5、社会的インクルージョンから障がい者問題を考える

ここでは、本稿の主要なテーマである障がい者問題に焦点を絞って、その問題をノーマライゼーションから社会的インクルージョンの考え方へと発展し変化してきたことと関連して、考察していくことにしよう。そのために、まずノーマライゼ

ーションという概念について考察したうえで、その考え方の方途としてのバリアフリー及びユニバーサルデザインの問題を検討し、社会的インクルージョンという理念から障がい者問題を考察していくことにする。

### 5-1 ノーマライゼーションの理念とは何かを考える

国連は、1970年代からノーマライゼーションという理念に基づいて、障がい者の社会への完全参加と権利における平等を実現するという障がい者問題の解決に向けての人権戦略に、およそ40年間に亘って取り組んできた。

国連の障がい者問題への具体的な取り組みについて、まず1971年の「精神薄弱者（知的障害者）の権利宣言」の国連決議が挙げられよう。1975年には、知的障がい者だけではなく、精神障がい者、身体障がい者を含むすべての障がい者を対象として、「障害者の権利宣言」が決議された。それらの宣言内容で指摘された問題点を整理して、1981年には、「完全参加と平等」を主題とした国際障害者年に取り組んだ。その翌年の国連総会で、1983年から1992年までを「国連・障害者の10年」と定めた。1993年には、障害者差別撤廃条約の制定に向けて、その条約を推し進めようとする先進諸国と諸般の理由で保留したい発展途上国との間の折衷案として、「障害者の機会均等化に関する基準規則」(Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities) というプロトコル（外交などでの議定書に該当するもの）が採択された。その後紆余曲折を経ながら、やっと2007年には「障害者の権利条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities) が批准されるに至った。

それら国連の一連の取り組みの基底には、ノーマライゼーションという考え方があるといえる。その理念は、ノーマライゼーションの父とよばれたデンマーク社会省のニルス・エリク・バンク・ミケルセン(Niels Erik Bank-Mikkelsen)によって初めて提唱されたものである。

そこで、バンク・ミケルセンの提唱したノーマライゼーションについて、考えていくことにする。

ノーマライゼーションとは、全ての人が当然

もっている通常の生活を送る権利をできる限り保障する、という目標を一言で表したものです。ノーマライズするというのは、生活条件のことを言っているのです。障害そのものをノーマルにすることではありません。たとえば手術によって視力を与えるということは、ノーマライゼーションではありません。ハンディキャップのある障害者を援助することに、哲学も特別な動機も必要ありません。あらゆる対策を講ずるのはごく当たり前の義務なのです。

ノーマライゼーションとは、たとえ障害があっても、その人を平等な人として受け入れ、同時に、その人たちの生活条件を普通の生活条件と同じものとするよう努めるという考え方です。普通の生活条件とは、現在その国の一般の市民が文化的、宗教的、社会的枠組みの中で暮らしている生活条件、あるいはその枠組みの中で目標とされている生活条件ということです。<sup>(13)</sup>

バンク・ミケルセンは、デンマークの障がい者の父母組織である親の会とともに、「全ての人が当然もっている通常の生活を送る権利をできる限り保障」すべく、障がい者に市民権を与えようという運動を行った。その結果として、デンマークでは他のヨーロッパ諸国に先駆けて1952年には障害者評議会をつくり、1959年には精神薄弱者<sup>(14)</sup>（知的障がい者）福祉を主題とする1959年法を制定するに至った。その法の中で、「精神薄弱者のために可能な限りノーマルな生活状態に近い生活を創造する」と謳っている。その考え方を基礎として、他国に先んじてノーマライゼーションという考え方が打ち出され、法制度として実現させたのである。

それに次いで、バンク・ミケルセンその人と思想について見ていくことにしよう。

彼は、第二次世界戦争の最中、祖国であるデンマークを占領したドイツ第三帝国（ナチス・ドイツ）に対してレジスタンス活動の地下新聞の記者を一年半に亘って行った。その結果、彼は囚われの身となり、強制収容所に入れられた。その体験から、自由な人間精神を蹂躪してやまないナチスに対して強い怒りを持ち続けた。

戦後、バンク・ミケルセンは、廃墟となった祖国の再建の一助となるべく、デンマーク社会省で知



的障がい者の福祉の仕事に携わった。その当時のデンマークの知的障がい者施設は大規模で、数百人の知的障がい者が郊外にある施設の中での生活を余儀なくされた。彼らは成人ともなると、優生思想に基づく不妊手術としての断種手術が強制的に行われていた。

その当時のデンマークにおいて、劣等処遇の原則（the principle of less eligibility）に貫かれた知的障がい者施設の実態を目の当たりにして、彼は強い疑問を抱くに至った。それは、知的障がい者を巨大施設に収容し、終生保護（permanent care）を行うという施策と、ユダヤ人を嚆矢として、ロマ（シンティ）<sup>(15)</sup>、同性愛者、障がい者などのマイノリティへの強制収容所への収容などを通して大量虐殺（holocaust）に至った政策とが、その基底にある優生思想において共通性を持っていることへの認識に基づくものであった。

バンク・ミケルセン自身がナチスの強制収容所に幽囚されていた体験と重ね合わせて、デンマークの知的障がい者施設での非人間的な処遇を批判した。そして、入所者の施設内での処遇を改善し、彼らの市民権を確保することで、「今まで普通の生活をしていなかったことに対し、普通の生活ができるように」、施設内のできるかぎりノーマルに近い生活を提供することを目的として、ノーマライゼーションの理念を各国に発信していったのである。<sup>(16)</sup>

そのノーマライゼーションの理念は、その“育ての父”といわれるスウェーデンのベンクト・ニリエ（Bengt Nirje）によって受け継がれ、実態を伴う概念として展開されていった。

ニリエは、1970年代において、ノーマライゼーションの原理を次のように定義づけた。

ノーマライゼーションの原理とは、生活環境や彼らの地域生活が可能な限り通常のものに近いか、あるいは、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、全ての知的障害や他の障害をもっている人々に適した形で、正しく適用することを意味している。<sup>(17)</sup>

ニリエにとって、ノーマライゼーションとは、障がいをノーマルにすることではなくて、障がい者のおかれている住居、仕事、家族、余暇及び教育などの生活条件を可能なかぎり健常者のそれと同じようにすることを意味した考え方である。そ

の考え方は、今日のスウェーデンでは、障がい者問題にとどまらず、高齢者や女性のおかれている生活条件をノーマルなものにしていこうとする理念へと進展し変化してきた。そして、幾多の社会的問題を抱えながらも、ノーマライゼーションの原理の個別具体的な取り組みに向けて、努力してきたといえる。

スウェーデンにおけるニリエをはじめとする福祉関係者による知的障がい者福祉の取り組みについて、河東田博は第二次世界戦後の半世紀の歩みを踏まえて、次のように要約している。

まず、第1に、差別から平等へ、という流れである。ノーマライゼーションの原理の骨格を形づくり、原理そのものを導き出した基本的な考え方でもある。第2に、施設から地域へ、という流れである。この流れの中で、スウェーデンは、特別病院や入所施設を解体・閉鎖し、多様な在宅援助サービス・システムの確立へという大胆な道を選んだ。第3に、代弁者中心の福祉のあり方から当事者中心の福祉のあり方へ、と福祉サービス計画立案の主体を大きく転換した点である。第4に、保護から援護さらには権利の達成へ、と福祉サービス受給者の権利性を明確にした点である。権利の達成を図るために打ち出された当事者参加と自己決定という考え方は、ノーマライゼーションの原理の具体化の極致とも言える。第5に、福祉サービスの地域分権化は、合理的で整合性のあるサービス提供を意図したもののだが、きめの細かな福祉サービスと統合の実現を具体化するための一つの道筋を示している。<sup>(18)</sup>

河東田が指摘するように、知的障がい者への社会的差別から権利における平等の実現への不断の努力、そのことと関わって、巨大施設での終生保護のあり方から地域生活を営むうえでの条件のノーマル化への流れ、更には代行主義から当事者中心の福祉へのパラダイム・シフト、また、ケア（保護）からアドボカシー（権利擁護）を通してセルフアドボカシーへと、権利擁護における当事者性の重視と自立（自らの生き方における自己選択と自己決定）への支援、そして、当事者主権と関わっての福祉サービスにおける地域分権化の推進といったことが、スウェーデンやデンマークなどの

北欧諸国でのノーマライゼーションの原理の具体化であるといえよう。

他方において、ドイツに生まれ、青年期にアメリカ合州国に移住した発達遅滞（知的障がい）研究者のヴォルフ・ヴォルフエンズベルガー（Wolf Wolfensberger）は、ノーマライゼーションの考え方を北米に普及させるうえで主要な役割を果たした。アメリカ合州国では、ヴォルフエンズベルガーの思想の影響もあり、大規模な入所施設であるコロンビーでの障がい者の処遇から、脱施設化の方向として、地域での日常生活をめざす小規模のグループホームやホステルでの処遇へと切り換えていったのである。

ヴォルフエンズベルガーは、知的障がい者を価値の低い人として捉える社会的意識をどのように変えていくか、また知的障がい者の社会で果たす役割をどのように創り出し、高めていくのかという意味で、ソーシャル・ロール・バロリゼーション（social role valorization）つまり、「価値ある社会的役割の付与」という言葉の使用を提案した。彼によれば、ノーマライゼーションの本質とは価値ある社会的役割の付与である。しかしながら、彼の主張するノーマライゼーションの原理は、「ノーマライゼーション原理の再構成」という表現を用いていることからわかるように、前述したバンク・ミケルセン及びベクト・ニリエの考え方とはその主旨において異なったものである。

彼は、バンク・ミケルセンやニリエのノーマライゼーションの原理を「対人処遇一般に最も広く適用できるようにするために」、その定義を次のように再構成している。

「可能なかぎり文化的に通常である身体的な行動や特徴を維持したり、確立するために、可能なかぎり文化的に通常となっている手段を利用すること」

この再構成の提案から、すぐわかることは、ノーマライゼーションの原理は文化—特定のであるということである。なぜなら、文化はそれぞれ、その規範において異なっているからである。例えば、この原理は、さまざまな対人処遇サービスがスカンジナビアのそれに似なければならぬ、ということを経験して意味しないのである。対人処遇の手段は、できるだけその独自の文化を代表するようなもの

であるべきであり、逸脱している人（その可能性のある人）は、年齢や性というような同一の特徴をもつ人たちの文化に合致した（つまり通常となっている）行動や外観を示しうるようにされるべきだ、ということである。「通常となっている」という用語は、道徳的というより統計的な意味であり、「標準的」とか「慣例的」と同じと考えられよう。「可能なかぎり」ということになるかは、経験していくプロセスで決定されるということである。<sup>(19)</sup>

ヴォルフエンズベルガーによれば、ノーマライゼーションの原理とは「文化—特定の」あり、「対人処遇の手段は、できるだけその独自の文化を代表するようなものであるべき」だと論及している。また、「通常となっている」つまりノーマルという用語についても、「道徳的というより統計的な意味」を有し、「標準的」とか「慣例的」という言葉と同じ意味であるという。彼によれば、何が、どれだけで「可能なかぎり」とされるかについては、経験していくプロセスによって決まるという。そして、どのような個人、集団がノーマライゼーションの対象になるかについては、中立的な立場に立ち、その決定は別のところに存在する規準や価値に基づくべきであると述べている。

ヴォルフエンズベルガーは、「逸脱の更生、予防ということは、本書およびノーマライゼーションがいわんとすることのすべてである」<sup>(20)</sup> という。換言すると、彼が言うノーマライゼーションとは、障がい者を逸脱者と見られないようにするためのものである。また、障がい児教育について、統合教育がノーマライゼーションとしての特徴をもっており、分離主義教育よりもすぐれたものになっているという。<sup>(21)</sup>

しかしながら、バンク・ミケルセンは死を迎える直前の最終講義の中で、「インテグレーションとノーマライゼーションはどのように関係するのですか」という質問に対して、次のように答えることで、ヴォルフエンズベルガーの言うノーマライゼーションの原理それ自体を暗に批判している。

インテグレーションは、ノーマライゼーションを達成するための手段です。インテグレーションとは、アメリカで言われている言葉です。もしその内容がノーマライゼーションの内容と同じものならば、ノーマライゼーションの

代わりにインテグレーションを使っても良いのです。しかしアメリカではノーマライゼーションという言葉の意味を誤って受け止めているように、私は感じています。それはどうしたことかという、アメリカではノーマライゼーションということと障害そのものをノーマルにすることと理解されているフシがあるのです。(中略) 繰り返して言えば、ノーマライゼーションというのは、障害をノーマルにすることではなく、障害者の生活の条件を可能なかぎり障害のない人の生活条件と同じにすることなのです。<sup>(22)</sup>

バンク・ミケルセンはヴォルフエンズベルガーの所説を表立って批判しているわけではない。しかし、彼が言う「逸脱者だと見られないようにすること」を「障害そのものをノーマルにすること」と同義と見なし、ノーマライゼーションの概念を誤って受け止めているのではないかという懸念を表明している。

ニリエも、ヴォルフエンズベルガーの説くノーマライゼーションの原理を次のように批判している。つまり、「知的障害者はたとえそれがなければうまく聞こえないとしても、人目につくような補聴器をつけるべきではない」し、「居住施設の浴場でもし握り棒がついていれば、そのような改造が障害をもつ住人に便利に必要な設備であってもPASS（ヴォルフエンズベルガーのノーマライゼーションの解釈により開発された福祉サービス評価表—引用者注）の評価は下がる」<sup>(23)</sup>と指摘する。このように社会への適応を重視し、逸脱を最小限に抑え込む必要があるという強迫観念に囚われているため、ノーマライゼーションの実体よりも外観を重視するという結果をもたらすことになったと批判している。

結論的に言えば、デンマークのバンク・ミケルセンによって提唱されたノーマライゼーションの理念とは、その形成の過程よりも結果に重点がおかれたものであるといえよう。その理念を継承し発展させたスウェーデンのベンクト・ニリエのそれは、どちらかといえば、その方法なり手段なりを重視したものである。その両者に共通する点は、障がい者がおかれている生活条件を可能なかぎりノーマルなものにすることによって、障がい者の権利における平等の実現に向けての社会的実践を

重視するところである。それに対して、アメリカ合州国のヴォルフエンズベルガーはそれらの理念を採りいれながらも、アメリカの文化的条件を踏まえて、「価値ある社会的役割の付与」をすることで、障がい者を逸脱者と見られないようにすると主張したように、障がい者の置かれている社会的立場に修正を施そうとした。

この論考では、バンク・ミケルセンとニリエの提唱するノーマライゼーションの理念を最大限に尊重して、社会的インクルージョンとの関わりにおいて、その理念の個別具体的な展開について考えていくことにする。

## 5-2 バリアフリーとユニバーサルデザインを考える

前節では、ノーマライゼーションの理念について、バンク・ミケルセン、ベンクト・ニリエ、ヴォルフエンズベルガーの所説に学びながら考察してきた。ここでは、大掴みではあるが、ノーマライゼーションの理念の方途としてのバリアフリーの問題について考えていくことにしよう。というのは、障がい者のおかれている生活条件をノーマライズしていこうとするノーマライゼーションの理念を社会全体に共通するものとして普遍化し、社会に浸透していくための主要な方途のひとつとして、バリアフリーの実現に向けての具体的な取り組みがなされてきたからである。

バリアフリーという用語は、1974年に開催された国際障害者生活環境専門家会議がバリアフリーデザイン（建築上障壁のない設計）について報告書をまとめたことを契機にして、世界的に普及していった。わが国においては、1981年の国際障害者年の取り組みと1983年から1992年までの「国連・障害者の10年」をきっかけとして、バリアフリーの取り組みが飛躍的に発展した。

そこでいうバリアフリーとは、その当初において、建築物の段差の解消に見られるように、身体障がい者、高齢者や妊婦などが行動する際に妨げとなる物理的障壁を取り除くという意味で使われていた。その後、その物理的障壁に加えて、障がい者などの社会への完全参加を困難にしている制度的障壁、文化・情報面の障壁及び意識上の障壁を除去するというように、目に見える段差から目

に見えない段差の解消へと発展し変化してきた。

わが国は、1970年代から高齢化社会（65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が7%～14%）に入り、1994（平成6）年には高齢社会（高齢化率が14%～21%）となった。そのように急速に進展する高齢（化）社会への対応をどのようにするのかという社会問題とも相俟って、バリアフリーの取り組みが差し迫った社会的課題となっていた。

その社会的動向において、主に物理的障壁の除去に関わる国の施策として、1994（平成6）年に、ハートビル法（正式名称は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）が定められた。その法律は、高齢者や身体障がい者の自立と積極的な社会参加を促進するために、不特定多数の人が利用する公共の建築物を高齢者や身体障がい者などが円滑に利用できるようにすることを目的としたものである。2000（平成12）年には、交通バリアフリー法（正式名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）が制定された。その法律では、鉄道の駅、バス停、空港、海港などの利便性や安全性の向上の促進を目的としたものにとどまらず、それらにアクセスする道路、通路、駅前広場などの整備の推進といったネットワークにも留意し、総合的なつながりを重視している。

2005（平成17）年に、国土交通省は「ユニバーサルデザイン政策大綱」を出した。その政策大綱の中で、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、利用者を区別しないという“公平”、一人ひとりのニーズに柔軟に対応する“選択可能（柔軟）”、利用者や住民の参加の下での計画策定などを促進する“参加”の視点が重要であるという。また、得られた知見を共有し、以後の取り組みに反映することによって段階的かつ継続的発展のプロセスを確立し、様々な観点から「よりユニバーサルな社会環境」を達成すべく努力すること（スパイラルアップ）が必要であると明記された。これまでのハートビル法や交通バリアフリー法などの制度では、特に高齢者、身体障がい者等を対象に、その移動の制約を除去するためのバリアフリー化を進めてきたといえる。そのために、多様な人々の利用を念頭

においたとき、それらの制度ではその対応が十分ではなく、その生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくことが課題となってきたという。

その政策大綱を受け、より総合的で一体となったバリアフリー施策を推進するために、2006（平成18）年にはバリアフリー新法（正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）が定められた。それによって、ハートビル法と交通バリアフリー法は廃止された。

そのバリアフリー新法（以下、「新法」と略す）の特色について、以下の4点に即して見ていくことにしよう。

第1点として、その法の対象者を拡大したことが挙げられる。ハートビル法及び交通バリアフリー法の対象となる障がい者は身体障がい者だけであった。それに対して、新法での対象者は、「障害者」と規定されているように、身体障がい者だけではなくて、知的障がい者、精神障がい者を含むすべての障がい者を対象とするものへと拡げていった。そのようになった理由として、ユニバーサルデザイン政策大綱に記された「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいて、より多くの障がい者が利用できる環境を整備しようと意図したからである。

なお、ユニバーサルデザインの考え方とは、“ユニバーサルデザインの父”とよばれたロン・メイス（Ron Mace）が提唱したもので、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が気持ちよく利用できるように、前もって街づくりや生活環境をデザインしようとするものである。新法がその考え方に基づくものであるとすれば、高齢者、障がい者だけではなくて、妊産婦、病者、外国人など、社会生活を営むうえで何らかの支援がなくてはならない人々も、その新法の対象となっていく必要がある。

第2点目には、新法に当事者の参画の視点を組み込んだことが挙げられよう。より具体的にいえば、基本構想の作成に、高齢者や障がい者など当事者の参画が図られるように、協議会制度を設けた。また、その法の利用者である当事者は、市町村に対して、基本構想の作成または変更を提案することができるようにしたことである。それとともに、当事者の提案を受けた市町村はその構想の

作成または変更するかどうかを遅滞なく公表する義務を課せられている。言い換えると、その視点とは、ユニバーサルデザインの考え方に基づく街づくりや生活環境の整備に向けての基本構想の策定から施設の整備、運用管理にいたるまでの各段階において、当事者である高齢者や障がい者などの利用者の参画を求め、意見を反映させようとするものである。

第3点には、対象物及び重点整備地区要件の拡大を図ったことである。これまでのハートビル法や交通バリアフリー法では、対象物としては建築物や公共交通機関を中心としたものであった。新法では、それらに加えて、道路、路外駐車場、公園施設など、日常生活や社会生活を送るうえで利用する施設を広範囲に捉え、その生活空間全体のバリアフリー化の促進を謳っている。また、重点整備地区要件の拡大について、従来の交通バリアフリー法では、一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として、その地区でのバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする基本構想を作成することができた。新法では、それに加えて、高齢者、障がい者などが利用する生活関連施設及び生活関連経路のアクセスの確保と併せて、駅がない地域でも基本構想や特定事業の対象とされたのである。

第4点としては、ソフトに関わる施策の充実を促進したことである。バリアフリー化の推進に当たって、当事者の参加の下で、バリアフリー施策を検証し、新たな施策や措置を講じて、段階的・継続的な発展を図るスパイラルアップの手法を採り入れ、その手法を国、地方公共団体の責務とした。なお、スパイラルアップとは、継続的、段階的に改善しようと努力すること及びその仕組みを指し、一周ごとにより高みに登っていくことで、らせんのようなイメージになることをスパイラルと称したものである。また、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解と協力を求めるだけでなく、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが国民の責務であると新たに定めて、“心のバリアフリー”の促進を謳っている。

このように見てくるとわかるように、高齢者や

障がい者などのニーズに応えるべく、彼らに代わってその利害関係者が行うといった代行主義的なあり方から、生活者であり利用者である当事者主権の視点に立った施策の展開の徹底化が必要となってくる。また、これまでは個々の公共施設のバリアフリー化の促進といったように、“点”の拡大を図るとともに、施設間相互の移動のバリアフリー化を図るといった“線”をつなげていただけでは、当事者にとっては必ずしもバリアを感じる事のない生活空間とはならないといえよう。その意味で、国、地方公共団体、地域住民などのネットワーク化を図ることで、誰にとっても暮らしやすい街づくりを実現すべく、“面”の広がりをもった生活空間の整備を更に推し進めることが問われてこよう。そして、公共交通機関、公共施設、住宅・建築物の整備などのハード面と、施設等の利用に関わってのわかりやすい情報の提供などのソフト面の両面における施策の充実を一層推進していくことが必要になってくる。そのことと併せて、“心のバリアフリー”の促進に見られるように、“ハート”面での充実を図っていくことで、地域社会の一員として、誰もがその地域社会に参加ができ、暮らしやすい社会ともいえるユニバーサル社会の実現に取り組むことが私たち一人ひとりの今後の課題であるといえる。

### 5-3 ノーマライゼーションから社会的インクルージョンへ

ここまで、ハートビル法、交通バリアフリー法及びバリアフリー新法の考察を通して、バリアフリーとユニバーサルデザインの問題について検討してきた。

当節では、ノーマライゼーションと社会的インクルージョンの関連について考えていくことにしよう。思うに、障害者の権利条約では、そのノーマライゼーションという用語が全く使われていない。そのことについて、なぜ、その用語が使われなくなり、それに代わってインクルージョンという言葉が多く用いられているのかという問題について考えていくことにする。換言すれば、ノーマライゼーションから社会的インクルージョンへと、何を契機にして、どのように発展し変容してきたのかということについて考察していくことにしよう。

思うに、1990年代の欧米諸国において、ノーマライゼーションから社会的インクルージョンへと、そのパラダイム・シフトがなされていったことが、そのエポック・メイキングにあたるといえる。その転換の背景には、第2次世界戦争後に取り組みられてきた「ゆりかごから墓場まで (from the cradle to the grave)」の社会福祉政策では、その福祉制度の適用からの排除を受けている人々へのセキュリティ・システムが機能不全に陥っているという社会的認識が広まってきたことが挙げられる。

そのことを踏まえて、最近において、なぜ、ノーマライゼーションから社会的インクルージョンへと変化していったのかということについて考えていくことにする。そのために、両者の理念、対象者、政策範囲とその内容の違いといったことについて整理していくことにする。

第1点として、ノーマライゼーションと社会的インクルージョンの理念の違いがある。前者については、社会を構成する一員としての障がい当事者が、権利における平等の実現をめざして、地域での生活を営むうえでの条件を可能なかぎり健常者のそれと同じようにすることを意味したものである。他方、社会的インクルージョンの理念は、社会的排除や疎外を被ってきた人々が多元的な価値観をもった民主主義社会を構成する一員であるという認識の共有を目指すものである。また、彼らを身近な隣人として、その違いを認めあい、“自立と共生”の社会的関係を実現しようとするものでもある。

第2点としては、ノーマライゼーションと社会的インクルージョンの対象となる人の違いがある。ノーマライゼーションの対象者については、その理念が生成し発展し変化してきた経緯から鑑みてわかるように、ピープル・ファーストたる障がいのある人 (the persons with disabilities) が中心である。それに対して、社会的インクルージョンのそれについては、社会福祉サービスの利用者だけに止まらず、ホームレス、(若年) 失業者、ニート及び外国人労働者など、社会的排除を受けてきた人々を含んだものである。

第3点目には、両者の間での社会政策における範囲の違いが挙げられる。ノーマライゼーションの場合、コミュニティ・ケアと関わっての在宅援助の福祉サービスが中心となる。それに対して、

社会的インクルージョンの範囲は、その福祉サービスはもとより、地域社会での生活を行っていくための就労の場の確保や雇用の積極的促進及び所得の保障など、社会政策全般に亘っているといえる。

第4点として、政策内容の違いがある。ノーマライゼーションの政策は、例えば障がい者の権利の回復の施策に見られるように、どちらかと言えば事後的な補償措置 (redress) にそのバイアス (意見の偏り) がおかれる傾向にある。それに対して、社会的インクルージョンの場合、ホームレスや失業者などへの公的扶助の施策を実施するよりも、むしろより積極的に就労支援を行っていくといったことなど、予防的な措置にその重点がおかれるといった違いが見られる。

ここまでノーマライゼーションと社会的インクルージョンを比較して論述してきた。時系列的に見れば、まず初めにノーマライゼーションの理念があり、それを具体化する取り組みとして、私たちの暮らす社会の発展と変化に対応する形で、インテグレーション、メインストリーミング及び社会的インクルージョンという考え方が打ち出されてきたのである。

その中で、インテグレーション (統合化) から簡潔に見ていくことにする。インテグレーションという考え方は、社会的に隔離され排除されてきた障がい者を社会の中に統合し、障がい者と健常者が地域社会において生活する条件と状態を創り出そうとするものである。換言すると、それは障がい者と健常者を二分したうえで、「みんな同じであるのがいい」といった等質性を強調して、その両者を可能な限り統合しようとする二元論に立つ概念である。

メインストリーミングについて、そこでいうメインストリームとは、思想や社会活動などの分野の中で大勢を占め、主流となる一群を表す用語である。そこから派生したメインストリーミングとは、アメリカ合州国における障がい児の教育権を保障するための一環として、主流教育として推進されたものである。また、メインストリーミングは、障がい児を可能な限り最も制約の少ない環境の下での教育の必要性を明らかにしたもので、通常教育主導主義 (REI) に基づく教育理念であるとともに教育方法でもある。

他方、社会的インクルージョンとは、これまで論じてきたように、障がい者を含む社会的排除を被ってきた人々を社会的連帯の方へと積極的に組み込んでいこうとする考え方である。そして、周囲の支援と共感的理解を求める個性の違いとしての障がいを含めて、その違いを豊かな関わりへと発展する方向で、「みんな違って、みんないい」といった多元的な価値観を認めあうものである。

それでは、なぜノーマライゼーションから社会的インクルージョンへとその考え方が変化してきたのだろうか。思うに、ノーマライゼーションの考え方とは、障がい当事者の地域での生活条件を常態化することで、通常の生活ができるような環境を用意するものである。それに対して、社会的インクルージョンとは、障がい者はもとよりホームレス、失業者、外国人労働者などの生活しうる環境を整備することにとどまるものではない。そうではなくて、先進諸国において、彼らを社会的に排除しようとする動向に対して、それに対抗するダイナミックな社会的行動を展開することで、彼らが社会から弾き飛ばされないように包み込んでいくことが、90年代から2000年代の今日において差し迫った課題となってきたからであるといえよう。

とは言っても、ノーマライゼーションと社会的インクルージョンとは相対立するものではない。社会的インクルージョンは、ノーマライゼーションで提唱された理念を発展する方向にあるものとして位置づけられる。更には、社会的インクルージョンの考え方の発展と深化において、ノーマライゼーションという考え方も今日的に進展していく必要があるだろう。結論としては、社会的に排除された人々が社会を構成する一員として、その違いを認めあい、自立し共生できる関わりのできる社会を構築することが、社会それ自体にその活力を与えることにつながってくるという認識の共有こそが大切である。それらの理念の実現に向けての社会的実践の展開こそが私たちに問われてくるのではないか。

#### 【注】

- (1) 赤木智弘『丸山眞男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。』『論座』2007年01月号 朝日新聞社出版局 P58-59。

- (2) 山田昌弘『希望格差社会』筑摩書房、2004年を参照。
- (3) 岩田正美『社会的排除』有斐閣、12頁、2008年。
- (4) 岩田正美『同前』17頁。
- (5) 岩田正美『同前』18～19頁。
- (6) 社会的企業とは、社会的な目的を持ったビジネスであり、その事業益を社会に還元すべく、ビジネスやコミュニティに再投資されるものである。それは、現代の社会経済システムにおいてグローバルに抱える福祉、環境、貧困、健康、コミュニティ再開発など幅広い社会問題や環境問題に取り組むことで、持続可能な経済の活性化に重要な役割を果たすビジネスである。
- (7) 湯浅誠『反貧困』岩波書店、60～61頁、2008年。
- (8) 2010（平成22）年3月には、民主党を中心として社民党と国民新党の三党連立政権のもとで、製造業への派遣や登録型派遣の原則禁止などを盛り込んだ労働者派遣法の改正に向けての法案を国会に提出することとなった。その法改正については賛否両論があるが、企業の派遣離れも着実に進んでおり、規制の強化の効果には疑問視する向きもある。しかしながら、その法改正は、「派遣切り」に見られるように、企業が派遣労働者を安易に人員整理の対象と見なして減首することを阻止するとともに、労働者をいかにして社会的に支援していくのかという観点からなされたものといえる。
- (9) 湯浅誠『同前』107頁。
- (10) 岩田正美『前出』166頁。
- (11) 炭谷茂「ソーシャルインクルージョンを政治の基本理念に一新福祉国家論の手がかりとして」『季刊 福祉労働 第125号』現代書館、27～28頁、2009年。
- (12) 炭谷茂『私の人権行政論 ソーシャルインクルージョンの確立に向けて』解放出版社、39～40頁、2007年。
- (13) 花村春樹訳・著『「ノーマライゼーションの父」N・E・バンクーミケルセン』（増補改訂版）ミネルヴァ書房、155～156頁、1998年。なお、ノーマライゼーションという用語について、花村春樹は前出した訳・著書において、その用語をデンマーク語で「Normaliserling（ノーマリセーリング）」と発音し、バンクーミケルセン自身も英語で話すときにはノーマライゼーションと発音していたので、彼の発音に忠実に「ノーマライゼーション」という表記を使用したという。
- (14) 精神薄弱という用語について、そこでいう精神には人格を含んでおり、精神ないしは人格が薄弱であるという意味で、否定的ニュアンスの色合いが濃く、また障がい者を差別する用語でもあり、わが国では、親の会など関係団体から批判の対象となった。その後、関係各方面から精神薄弱という用語を変える動きが活発となり、障がいの状態を中立的に表現できるものとして、「知的障害」という用語が使われるようになった。

そして1999（平成11）年には法律上の表記も「知的障害」に全面的に改められるに至った。

- (15) ロマ、シンティとは、かつてジブシーと呼ばれ、差別され迫害を受け、デラシネ（根なし草を意味し、そこから故郷を喪失した人々を指す）としてディアスポラ（強制的な意味での離散の状況）を強いられた移動の民を指したものである。また、ロマ、シンティという用語はポリティカル・コレクトネス、つまり人種、民族、宗教及び性などの差別や偏見を含まず、政治的に見て公平な表現として用いられてきたものでもある。
- (16) 花村春樹訳・著『前出』及び曾和信一『障がい者・児共生とは何か』ミネルヴァ書房、6～7頁、2007年を参照。
- (17) ベンクト・ニリエ著（河東田博、橋本由紀子、杉田穂子訳編）『ノーマライゼーションの原理』現代書館、21頁、1998年。
- (18) ベンクト・ニリエ著（河東田博、橋本由紀子、杉田穂子訳編）『同前』183頁。
- (19) ヴォルフエンズベルガー著（中園康夫、清水貞夫訳）『ノーマライゼーション—社会福祉サービスの本質—』学苑社、48～49頁、1982年。
- (20) ヴォルフエンズベルガー著（中園康夫、清水貞夫訳）『同前』46頁。
- (21) ヴォルフエンズベルガー著（中園康夫、清水貞夫訳）『同前』79頁。
- (22) 花村春樹訳・著『前出』195～196頁。
- (23) ベンクト・ニリエ著（河東田博、橋本由紀子、杉田穂子訳編）『同前』116頁。

#### 【参考文献】

- (1) 赤木智弘『「当たり前」をひっぱたく』河出書房新社、2009年。
- (2) 雨宮処凛『プレカリアートの憂鬱』講談社、2009年。
- (3) NHKスペシャル『ワーキングプア』取材班『ワーキングプア 日本を蝕む病』及び『ワーキングプア 解決への道』ポプラ社、2007年。
- (4) 玄田有史、曲沼美恵『ニートフリーターでもなく失業者でもなく』幻冬舎、2004年。
- (5) 内橋克人『共生経済が始まる—世界恐慌を生き抜く道』朝日新聞出版、2009年。
- (6) 雨宮処凛、小森陽一『生きさせる思想—記憶の解析、生存の肯定』新日本出版社、2008年。
- (7) 木下安子、バンクーミケルセンほか『素顔のノーマライゼーション』ささら書房、1991年。
- (8) 蓮見孝『ポスト「熱い」社会をめざすユニバーサルデザイン』工業調査会、2004年。

— 2010. 3. 24 受稿、2010. 3. 25 受理 —